

横浜市預かり保育事業

【対象者】

当園に在籍している横浜市に住所を有する園児のうち、下記の「預かり保育園児認定基準」に該当し、園児を保育できない場合に、利用を申し込むことができます。

【実施日】

- ・月～金曜日は、午前7時30分から午後6時30分まで実施します。
- ・土曜日は、午前7時30分から午後4時30分まで実施します。
- ・長期休業期間（夏休み、冬休み、春休み）も実施します。
- ・休園日は、原則として日曜、祝日、休日、及び12月29日から1月3日まで。

【利用料金】

月額9,000円

【利用方法】

幼稚園で直接受け付けます。下記の「預かり保育園児認定基準」に該当することを証明する書類を提出してください。

【預かり保育園児認定基準】

預かり保育園児認定基準	預かり保育園児認定基準の定義
(1) 保護者が昼間に居宅外で働いていること。	居宅外で原則として昼間4時間以上、月12日以上、労働しているもので、次のものを含む。 ア 居宅外の自営及び農業、漁業従事者。 イ 勤務先が決定又は内定しているもの。 (補助認定後1か月以内に就労するもの)
(2) 保護者が昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をしていること。	居宅内で原則として昼間4時間以上、月12日以上、事業の営業者又は事業専従者として労働しているもの。(内職従事者を含む)
(3) 保護者が妊娠中であること又は出産後間もないこと。	① 出産又は出産予定日の前後各8週間の期間で出産の準備又は休養を要する状況にあるもの。 ② 出産は妊娠85日以上分娩とし、死産及び流産を含むものとする。
(4) 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	① 治療又は療養の期間が原則として1か月以上に渡り、自宅療養又は入院療養のもの。但し自宅療養者については原則として週1回以上通院し、かつ児童の保育に支障があると認められるもの。 ② 療育手帳の交付を受けているもの。 ③ 身体障害者手帳の交付を受け1級から4級に判定されたもの。 ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 ⑤ ②～④の判定のないものであっても、障害の程度によって児童の保育に支障があると判断されるもの。
(5) 保護者が、「長期にわたり疾病の状態にあり、又は精神若しくは身体に障害を有する親族」を介護していること。	① 治療等に原則として1か月以上の期間を要するもの。疾病には負傷を含む。 ② 療育手帳の交付を受けているもの。 ③ 身体障害者手帳の交付を受け1級から3級に判定されたもの。 ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 ⑤ ②～④の判定のないものであっても、障害の程度によって介護を要すると認められるもの。 ⑥ 介護とは、病院等で原則として昼間4時間以上、かつ、週3日以上看護に従事することをいう。又は、自宅において病臥の状態にある者を看護するもの、及び同居の親族に身体障害者等がいてその介護に従事するものをいう。 なお、病院、特別支援学校及び障害児(者)施設等に通院、通学及び訓練等のため原則として週3日以上付き添いをしているものを含む。
(6) 保護者が、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	自宅及びその近隣の火災その他の災害の復旧に当たっているもの。
(7) 保護者が、前各号に類するものと認められる状態にあること。	① 昼間、居宅外で求職活動をしているもの。 ② 夜間、居宅外で労働に従事し、昼間に休養しているもの。 ③ 夜間、居宅内で日常の家事以外の労働に従事し、昼間に休養しているもの。 ④ 学校教育法に基づく学校又は就労に必要な知識、技能の習得を目的として職業訓練校のその他専門学校等において就学しているもの。 ⑤ その他、幼児教育及び児童福祉の観点から特に保育を必要とする緊急度が高いと判断した場合。